医療に関する疑問や不安は・・・・・・・

## 秋田市医療安全支援センター

(八橋南一丁目8-3 市保健所1階)

平日の午前9時~正午、午後1時~4時 相談専用☎(883)1229 市保健所では、医療安全に関する情報提供などを行う「秋田市医療安全支援センター」を開設しています。面接相談は事前予約が必要です。

─ あなたのとなりに 元気な笑顔<sup>♬</sup>



こんなときは相談を…「治療について十分な説明がなく不安だ」「医療器具が清潔でない」 「無資格者が医療行為を行っているようだ」「どこに相談すればいいか分からない」など

※次の相談はお受けできません…●医師の診断や治療内容の是非、過失の有無●医療機関 と患者との医療事故や医療費のトラブル●病状に応じた特定の医療機関の紹介 など

# 原康

# 0

# はつらつ情報し

広報あきた6月4日号14ページでお知らせした胃がん検診車の巡回日程で、保戸野地区の9月6日(月)・27日(月)の会場が「保戸野地区コミセン」に変更になりました。受付時間は午前6時30分~8時です。詳しくは保健予防課へ。☎(883)1176

## 飯島老人いこいの家の風呂が再開

ボイラー故障のため利用を中止していた飯島老人いこいの家の風呂が再開しました。どうぞご利用ください。介護・高齢福祉課費(866)2095

## <u>障がい者のアクアビクス</u>

小学4年生以上で障がいがあるかたとその家族・同伴者が対象です(身長120撃以上)。先着各30人。

日時/8月28日(土)、9月11日(土)、10月9日(土)・23日(土)、午前10時15分~11時 会場/県立総合プール 参加費/各200円

●申し込み 8月9日(月)午前9時から、NPO法人障害者アクアレッスンミラクルスイミー☎090-5239-4175

## 8020いい歯のお年寄り表彰

昭和5年3月31日以前に生まれたかたが対象です。8月31日(火)まで、協力歯科医療機関で口腔内診査(無料)を受けて、自分の歯が20本以上あるかたに認定証を交付します。詳しくは、秋田地域振興局健康・予防課へ。☎(855)5170

#### いきいきサロン

65歳以上のかたが対象。時間は午前 10時~正午。無料。直接会場へ。 ADL体操▶8月11日(水)、八橋老人 いこいの家で。動きやすい服装でど うぞ。**☎**(862)6025

**尺八演奏を楽しむ集い**▶8月25日 (水)、大森山老人と子どもの家で。

**3**(828)1651

## 市保健所の講座

会場は市保健センター(八橋)。無料。 女性のための食生活講座 高齢期の 食生活や骨粗しょう症予防など。調 理実習、個別相談も。

対象/65歳以上の女性 日時/9月 1日(水)午前10時~午後1時30分 定員/24人 申し込み/8月9日 (月)から保健予防課電(883)1175 歯ッピーいきいき教室 歯科医の講話や公開相談、かむ力測定など。 対象/60歳以上のかた 日時/9月 1日(水)午後1時30分~3時 申し 込み/保健予防課電(883)1178

## ミニテニス・フレッシュ交流会

初心者大歓迎! 女子(59歳以下と60歳~67歳)、混合(60歳~67歳)、 フリー(68歳以上)の4部門です。 対象/公式戦の出場経験が0~3回のかた(男性は60歳以上のかた) 日時/9月1日(水)午前9時30分~ 会場/市立体育館 参加費/500円 ●申し込み 8月10日(火)から16日 (月)まで、秋田市ミニテニス協会事務 局の佐々木さん☎(879)2769

#### 市民スポーツ祭 ジョリッラ たいかい 秋季グラウンドゴルフ交流大会

詳しくは、秋田市グラウンドゴルフ協会の八百屋さんへ。 (845)2731 日時/9月5日(日)午前8時40分~午後2時 会場/太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場 参加費/1,000円 定員/先着320人

●申し込み 申込書に参加費を添え て、8月23日(月)・24日(火)、午後1 時~3時に秋田市体育協会(八橋ラグ

## |健康づくりを進める |標語を募集します!

テーマ:健康づくり(栄養食生活、運動、心の健康、酒、たばこ、歯の健康、 生活習慣病など)

10月は「健康づくり月間」。健康づくり運動を促進する啓発標語を募集します。最優秀作品(1点)と入選作品に記念品を贈呈!

応募方法 はがきかEメールに、標語(1人3点まで。未発表に限る)、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、8月27日(金)(必着)まで、〒010-0976八橋南一丁目8-3市保健所保健総務課☎(883)1170

Eメール ro-hlmn@city.akita.akita.jp

ビー場)へ。または8月24日(火)まで 太平山グラウンド・ゴルフ場へ

## フロアカーリング教室

8月19日(木)・26日(木)、9月2日(木)、 午後7時~9時、河辺体育館で。保険 料100円。定員20人。申し込みはス ポーツ振興課へ。**25**(866)2247

#### ヨガでリフレッシュ

日時/8月17日(火)から9月14日(火) までの毎週火曜日、午後7時~8時 30分 会場/土崎公民館

参加費/無料 定員/先着40人

●申し込み 8月10日(火)午前9時から土崎公民館☎(846)1133

## 在宅介護者のつどい

寝たきりや認知症のかたなどを家庭で介護しているかたが対象。8月11日(水)午後1時30分~3時、市保健センターで。無料。直接会場へ。

●問い合わせ 在宅介護者のつどい 代表の廣田さん☎(863)0935

## 後期高齢者 医療制度

## 高額介護合算療養費

問い合わせ 後期高齢医療課金(866)2513

後期高齢者医療制度に加入しているかたの1年間(※)の医療費の 自己負担額と介護保険利用料の自己負担額の合計額(同じ世帯に加 入者が複数いる場合は合算)が下表の基準額を超えたときは、申請 により、超えた額を「高額介護合算療養費」として支給します。

※今回の対象期間は次の2種類です(支給額が大きい方を採用)。

A期間:平成20年8月1日~平成21年7月31日 B期間:平成20年4月1日~平成21年7月31日

#### 高額介護合算療養費の基準額

所得区分		A 期間	B期間
現役並み所得者		67 万円	89 万円
一般		56 万円	75 万円
世帯全員が市・ 県民税非課税	区分Ⅱ	31 万円	41 万円
	区分Ⅰ	19 万円	25 万円

#### 次の費用は含まれません …高額療養費・高額介護サ ービス費の支給金額、食費、





差額ベッド代、居住費

支給が見込まれるかたに「申請勧奨通知」を8月上旬から順次 発送します。内容を確認し、同封の申請書で後期高齢医療課へ 申請してください。なお、次のかたはお問い合わせください。

平成20年4月1日~平成21年7月31日に、

- ①他の市町村から秋田市へ転入した
- ②他の医療保険から後期高齢医療制度に加入した

## 難聴児の補聴器の 購入費用を助成します

次の項目をすべて満たす18歳未満の 難聴のかたに補聴器の購入費用の一部を 助成します。詳しくは障がい福祉課へお 問い合わせください。 ☎(866)2093

- ●両耳の聴力レベルが原則30デシベル 以上70デシベル未満
- ●身体障害者手帳の交付対象外
- ●補聴器の装用で言語の習得などに一 定効果が期待できると医師が判断
- ●世帯に市・県民税の所得割額が46万 円以上の者がいない

## 放課後児童クラブ を開設するかたへ

放課後児童クラブ(学童保育)を新 規に開設する場合は、社会福祉法な どの規定により、事業開始の日から 1か月以内に「開始届」を市へ提出 する必要があります。なお、将来、 クラブの開設を予定しているかたは 生涯学習室へご連絡ください。

生涯学習室☎(826)9048

## すこやか子育て 支援事業の 更新・新規申請

保育所や幼稚園の保育料を助成す る制度です。所得制限があり、お子 さんの福祉医療受給者証の「対象区 分及び負担者番号」の上2ケタが [73][74][75][76]のかた が対象です。



所得制限は ここをチェック

更新手続き 現在助成を受けていて、お子さんが認可保育所 に入所しているかたは、7月下旬に保育所を通じて申請書を お送りしていますので、まだ提出していないかたは早めに提 出してください。認可外保育施設、へき地保育所、事業所内 保育施設、幼稚園に入所中の2歳児またはひとり親家庭のか たには、8月中旬に各施設を通じて申請書をお送りします。

新規の申請手続き(福祉医療費受給者証の更新により、新たに対 象になったかた) 認可保育所に入所しているかたは入所して いる保育所へ申請書を提出してください。認可外保育施設、 へき地保育所、事業所内保育所、幼稚園に入所中の2歳児ま たはひとり親家庭のかたは8月中旬以降に入所している施設 へ申請書を提出してください。

問い合わせ 児童家庭課金(866)2094

#### ●福祉医療受給者証の「対象区分及び負担者番号」

<b>更新前</b> (有効期限 (H22.7.31)	<b>更新後</b> (有効期限 (H23.7.31)	保育料助成	手続き
73、74、75、76	73、74、75、76	8月分以降も該当	更新
73、74、75、76	80	7月分まで該当	不要
80	73、74、75、76	8月分から該当	新規
80	¦ 80	該当しません	不要

#### -般家庭の保育料助成

対象児童 (所得制限あり)	助成額	
平成17年 4月2日 以降生まれ	所得税非課税世帯▶2分の1を助成 所得税課税世帯▶4分の1を助成	
平成17年 4月1日 以前生まれ	4分の1を助成	
平成18年 4月1日 以前生まれの 第3子以降	全額助成	
▽酒自刎収亜 #3	・どの担果が必要な場合がおります 一門 一門門	